

独占禁止法相談ネットワーク

を御利用ください!

当所では、独占禁止法及び下請法に関するご相談を受け付けております。
内容やご希望により公正取引委員会の窓口へ取り次ぎます。

こんなときは…

- ❑ 取引に関係のない商品を購入させられた
- ❑ 発注を受けるときはいつも口頭
- ❑ 取引先メーカーから値引販売を禁止された
- ❑ 同業者と業務提携をしたい
- ❑ 事業者団体の会合でどんな情報交換をしたら問題になるのか …など



まずは、商工会議所にご相談ください!

問い合わせ先 那覇商工会議所 / TEL 098-868-3759

公正取引委員会に直接相談することもできます

☎ 03-3581-5471 (代表)

公正取引委員会事務総局

〒100-8987 東京都千代田区霞ヶ関 1-1-1

中央合同庁舎第6号館B棟

・優越的地位の濫用・下請法：企業取引課

・独占禁止法：相談指導室

北海道事務所・総務課

東北事務所・総務課

中部事務所・総務課

近畿中国四国事務所・総務課

中国支所・総務課

四国支所・総務課

九州事務所・総務課

内閣府沖縄総合事務局・公正取引課

☎ 011-231-6300

☎ 022-225-7095

☎ 052-961-9421

☎ 06-6941-2173

☎ 082-228-1501

☎ 087-811-1750

☎ 092-431-5881

☎ 098-866-0049